

品川区民生委員協議会活動支援助成金交付要綱

制定 令和2年7月27日 区長決定
要綱第165号

(目的)

第1条 この要綱は、次に掲げる品川区内各地区民生委員協議会（以下「地区協議会」という。）に対し、助成金を交付し、その活動を支援することにより、地域福祉の充実を図り、品川区の社会福祉の向上を目的とする。

- (1) 品川第一地区民生委員協議会
- (2) 品川第二地区民生委員協議会
- (3) 大崎第一地区民生委員協議会
- (4) 大崎第二地区民生委員協議会
- (5) 大井第一地区民生委員協議会
- (6) 大井第二地区民生委員協議会
- (7) 大井第三地区民生委員協議会
- (8) 荏原第一地区民生委員協議会
- (9) 荏原第二地区民生委員協議会
- (10) 荏原第三地区民生委員協議会
- (11) 荏原第四地区民生委員協議会
- (12) 荏原第五地区民生委員協議会
- (13) 八潮地区民生委員協議会

(助成の交付対象)

第2条 助成金の交付対象は、次に掲げる経費とする。

- (1) 地区協議会が行う会議の開催および運営に要する経費
- (2) 地区協議会が行う研修費用および研修等に参加する旅費（他の補助金または助成金を受けている経費を除く。）
- (3) その他区長が必要と認めるもの

(助成金額)

第3条 地区協議会への助成金額は、当該地区協議会における月中在職人員の年度中合計人数に毎年度別に定める額を乗じた額と前条各号に掲げる対象経費の実支出額とのうちいずれか低い額とする。

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする地区協議会は、品川区民生委員協議会活動支援助成金交付申請書（第1号様式）に実施計画書を添えて、区長に申請しなければならない。この場合において、交付申請額の算定にあたっては、当該年度の4月1日現在の当該地区協議会に所属する人数で算出するものとする。

(交付決定)

第5条 区長は、前条の規定による交付申請を受理した場合において、これを審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、申請を行った地区協議会へ品川区民生委員協議会活動支援助成金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(助成金の概算払)

第6条 前条の規定により決定した助成金については、品川区会計事務規則（昭和39年品川区規則第5号）第88条第1項第3号により概算払とし、支払を受けようとする地区協議会は、品川区民生委員協議会活動支援助成金請求書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 第5条に規定する交付決定通知書を受領した地区協議会は、当該年度における事業が終了した後、速やかに品川区民生委員協議会活動支援助成金実績報告書（第4号様式）を区長に提出しなければならない。

(助成金の確定)

第8条 区長は、前条の規定による実績報告に基づき、交付すべき助成金額を確定し、品川区民生委員協議会活動支援助成金交付確定通知書（第5号様式）により、交付すべき助成金額について地区協議会に通知する。

(助成金の精算)

第9条 前条に規定する助成金額の交付確定通知書を受領した地区協議会は、前条の規定により確定した助成金の額が、第6条の規定による概算払の金額（以下「概算払の金額」という。）より低いときはその差額を区長に返還しなければならない、概算払の金額より高いときはその差額を第3号様式により区長に請求することができる。

(調査)

第10条 区長は、第7条に規定する実績報告書に疑義があった場合は、地区協議会に対して助成金の使途に関する必要な調査を行い、または資料の提出を求めることができる。

(関係書類の保存)

第11条 地区協議会は、助成金対象事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、経理および事業の状況を常に明確にしておかなければならない。

(準用)

第12条 この助成金の交付に当たっては、この要綱の定めるもののほか、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるところによるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

品川区民生委員協議会活動支援助成金
交付申請書

品川区長 へ

申請地区名： _____

地区会長住所： _____

地区会長氏名： _____

民生委員協議会活動支援助成金について、品川区民生委員協議会活動支援助成金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円
(内訳)

2 添付書類 ・実施計画書……………別紙のとおり

3 会計責任者
氏 名
住 所
電 話

実施計画書

申請地区名: _____

○計画している事業

○事業以外に支出を予定していること

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

申請地区名： _____

地区会長氏名： _____ 様

品川区長

印

品川区民生委員協議会活動支援助成金
交付決定通知書

品川区民生委員活動支援助成金について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 助成金交付決定額 金 _____ 円

2 対象事業の内容

この補助金の対象事業は、品川区民生委員協議会活動支援助成金交付申請書記載のとおりとする。

第3号様式（第6条、第9条関係）

品川区民生委員協議会活動支援助成金
請求書

請求金額		百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、品川区民生委員協議会活動支援助成金として

上記のとおり請求します。

品 川 区 長 あて

年 月 日

申請地区名： _____

地区会長住所： _____

地区会長氏名： _____

会長
私印

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

品川区長 へ

申請地区名： _____

地区会長住所： _____

地区会長氏名： _____

品川区民生委員協議会活動支援助成金
実績報告書

品川区民生委員協議会活動支援助成金交付要綱の規定に基づく助成金について、下記のとおり実績報告します。

記

- 1 実績報告額 金 _____ 円
- 2 添付書類 ・実績報告内訳書……………別紙のとおり
- 3 人数報告

延べ人数	
------	--

実績報告内訳書

申請地区名: _____

○実施した事業

事業名	金額
-----	----

○事業以外に支出したもの

内容	金額
----	----

実績報告額	
-------	--

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

申請地区名：_____

地区会長氏名：_____様

品川区長

印

品川区民生委員協議会活動支援助成金
交付確定通知書

品川区民生委員協議会活動支援助成金については、実績報告に基づき、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

なお、交付額の確定に伴い生じる過不足額については、年 月 日までに精算して下さい。

記

- | | |
|----------|---------|
| 1 交付確定額 | 金_____円 |
| 2 交付済額 | 金_____円 |
| 3 過不足交付額 | 金_____円 |